

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年2月7日改定）

■通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>10 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年2月7日</u>から実施します。</p>

■通常貯蓄貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>18 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって本支店等に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>18 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに本支店等に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年2月7日</u>から実施します。</p>

■総合口座取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>9 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>9 届出事項の変更等</p> <p>(1) 通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年2月7日</u>から実施します。</p>

■無通帳型総合口座特約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、当行所定の利用申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により当行所定の事務センターに提出してください。</p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座とする申込みは、<u>ゆうちょダイレクト規定第20条（無通帳型総合口座への切替）又はスマートフォンアプリ利用規定第12条（無通帳型総合口座への切替）により取り扱います。</u></p>	<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、当行所定の利用申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により当行所定の事務センターに提出してください。<u>また、当行所定のタブレット端末により申込みをする場合には、画面の操作手順に従って、入力等を行ってください。</u></p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座としようとするときは、<u>当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により無通帳型総合口座への切替の請求</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年2月7日改定）**

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>電文を当行に送信してください。この口座への切替は、当行がコンピューターシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>(3) この口座への切替が成立した後は、この口座の通常貯金に係る交付済みの通帳を使用することはできません。</u></p> <p><u>(4) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、この口座への切替の成立後においても使用することができます。</u></p>
<p>附 則 （実施期日） この改正特約は、2022年1月17日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正特約は、2022年2月7日から実施します。</p>

■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機又はA T M若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機<u>若しくは当行所定のタブレット端末</u>又はA T M若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (同左)</p>
<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1) 氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、<u>直ちに預金者等は、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、当該変更に係るカード等を添えて本支店等に届けてください。</u>この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1) 氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、預金者等は、当行所定の<u>方法により、直ちに</u>届けてください。この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2022年1月17日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、2022年2月7日から実施します。</p>

以 上